

公益社団法人豊後高田市シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）及び公益社団法人豊後高田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員の報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行対価として報酬を支給することができる。ただし、センターの事務局長が常務理事を兼務する場合は、報酬は支給しない。

- 2 非常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、次に定める金額の範囲内とし、理事会の承認を得て決定するものとする。

役職	報酬月額
理事長	5万円までの範囲内

(報酬等の支給日)

第5条 報酬の支給日は、センター職員給与規程第4条の規定を準用する。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規定は、平成26年6月1日から施行する、